

秋田県耐震改修促進計画（第4期計画）

令和8年3月

秋田県

目 次

- 第 1 計画策定の背景及び目的等
 - 1 計画策定の背景
 - 2 計画の位置付け・目的
 - 3 計画期間

- 第 2 県内で想定される地震の規模及び被害の状況
 - 1 想定地震の設定
 - 2 地震被害想定

- 第 3 住宅・建築物の耐震化の状況及び目標
 - 1 住宅の耐震化について
 - 2 特定建築物の耐震化について
 - 3 公共建築物の耐震化について

- 第 4 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策
 - 1 耐震化の促進に関する基本方針
 - 2 県・市町村・県民（建築物所有者等）の役割
 - 3 耐震化の促進を図るための施策
 - 4 地震時の総合的な安全対策

- 第 5 計画の推進に向けて
 - 1 法に基づく指導・助言等
 - 2 市町村耐震改修促進計画
 - 3 関係団体との連携

第1 計画策定の背景及び目的等

1 計画策定の背景

平成7年の阪神・淡路大震災では、昭和56年の建築基準法改正による新耐震設計基準*以前の住宅・建築物の被害が顕著であったことから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」と表現します。）が制定されました。

本県では、耐震改修促進法に基づき、平成19年3月に「秋田県耐震改修促進計画（以下「県計画」と表現します。）」を策定しました。

その後、令和3年3月には、県計画（第3期）として見直しを行い、建築物の耐震化の促進に向けて努めてきたところですが、全国各地で大規模な地震が相次いで発生し、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された建築物に大きな被害が生じている現状を踏まえ、引き続き建築物の耐震化を促進するため、令和8年度以降の5年間を計画期間とする「秋田県耐震改修促進計画（第4期計画）」を新たに策定することとしました。

2 計画の位置付け・目的

本計画は、耐震改修促進法第5条第1項に基づき、上位計画である「秋田県地域防災計画」との整合性を図り、主に昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅・建築物の耐震化の促進に関する、基本的な方向性を示すものです。

3 計画期間

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

※ 昭和56年6月1日から施行された改正建築基準法による構造設計基準が「新耐震基準」です。一方、昭和56年5月以前の構造設計基準を「旧耐震基準」と呼びます。旧耐震基準で建てられた建築物は、新耐震基準で建築されたものに比べ、地震に対する安全性が劣っている可能性があります。

第2 県内で想定される地震の規模及び被害の状況

1 想定地震の設定

県では、「秋田県地震被害想定調査報告書」（平成25年8月公表）において、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震を基に想定地震を設定しています。

また、東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、独自に連動地震についても設定しています。

秋田県に影響を及ぼすことが想定される27パターンの地震は次のとおりです。

図-1 想定地震の震源域

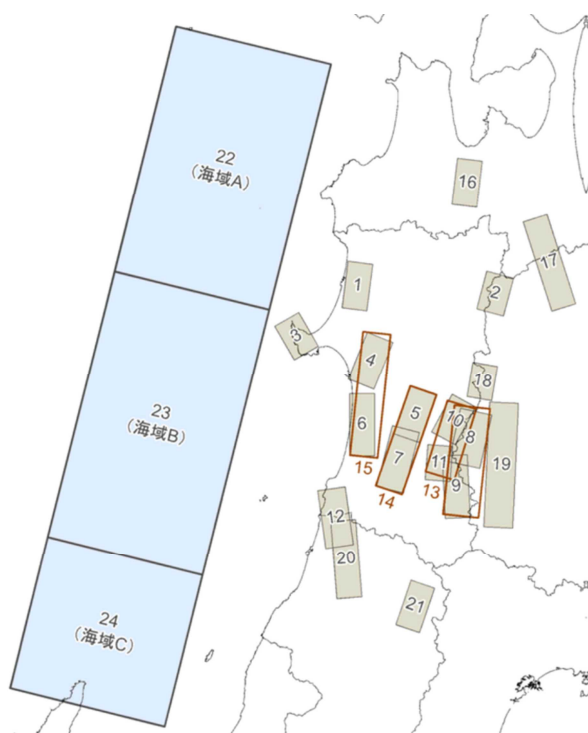


表-1 想定地震の震源域

No.	想定地震	M	想定根拠
1	能代断層帯	7.1	国
2	花輪東断層帯	7.0	国
3	男鹿地震	7.0	過去に発生
4	天長地震	7.2	過去に発生
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自
6	北由利断層	7.3	国
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国
10	真屋山地東縁断層帯北部	7.0	国
11	真屋山地東縁断層帯南部	6.9	国
12	象潟地震	7.3	過去に発生
13	横手盆地 真屋山地連動	8.1	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自
15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
17	折爪断層	7.6	国
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国
19	北上低地西縁断層帯	7.8	国
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
21	新庄盆地断層帯	7.1	国
22	海域A(日本海中部を参考)	7.9	過去に発生
23	海域B(佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖を参考)	7.9	県独自
24	海域C(新潟県北部沖、山形県沖を参考)	7.5	過去に発生
25	海域A+B連動	8.5	県独自
26	海域B+C連動	8.3	県独自
27	海域A+B+C連動	8.7	県独自

連動地震

2 地震被害想定

27 パターンの想定地震のうち、秋田県地震被害想定調査報告書概要版に掲載されている8つの想定地震に対する被害想定は表-2のとおりです。

表-2 想定地震ごと（8 想定を抜粋）の建築物、人的被害の想定結果一覧

想定地震	能代断層帯	花輪東断層帯	天長地震	北由利断層	秋田仙北地震	横手盆地真昼山地運動	海域A	海域A+B+C運動	
マグニチュード	7.1	7.0	7.2	7.3	7.3	8.1	7.9	8.7	
最大震度	7	7	7	7	7	7	6弱	7	
最大震度の市町村	能代市 三種町	鹿角市	秋田市 潟上市	秋田市 由利本荘市	大仙市 横手市	横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 美郷町 東成瀬村	能代市 男鹿市 潟上市 三種町 八峰町 井川町 大潟村	男鹿市 三種町	
建築物存在棟数 ※最大震度市町村内存在棟数	66,974棟	25,868棟	173,712棟	225,538棟	139,638棟	234,770棟	131,468棟	42,180棟	
建物被害	全壊棟数(全県)	16,870棟	1,111棟	26,619棟	30,007棟	23,783棟	72,594棟	8,512棟	60,741棟
	最大震度市町村における全壊率	(22.4%)	(3.8%)	(11.7%)	(12.2%)	(12.5%)	(28.4%)	(2.8%)	(27.1%)
	半壊棟数(全県)	18,799棟	2,782棟	43,005棟	48,578棟	40,809棟	62,000棟	6,028棟	82,241棟
	最大震度市町村における半壊率	(23.2%)	(10.2%)	(20.5%)	(19.7%)	(7.1%)	(23.6%)	(3.8%)	(53.7%)
焼失棟数(全県)	34棟	2棟	71棟	62棟	478棟	1,034棟	4棟	144棟	
人的被害	死者数(全県)	895人	58人	1,329人	1,573人	1,323人	4,524人	79人	12,606人
	最大震度市町村における死亡率	(1.1%)	(0.2%)	(0.3%)	(0.4%)	(0.6%)	(1.5%)	(0.0%)	(3.5%)
	負傷者数(全県)	4,491人	504人	8,505人	9,898人	8,195人	18,183人	922人	14,332人
最大震度市町村における負傷者率	(5.1%)	(1.5%)	(2.0%)	(2.3%)	(3.1%)	(5.6%)	(0.5%)	(5.0%)	
避難者数	4日後(全県)	39,572人	7,280人	136,420人	147,918人	94,657人	152,464人	41,687人	190,562人
	最大震度市町村における避難者率	(40.7%)	(18.8%)	(31.2%)	(31.3%)	(27.2%)	(37.9%)	(13.0%)	(40.1%)

- ※ 地震発生の時間帯は、被害が最大となる「冬の深夜（午前2時）」に地震が発生した場合。
- ※ 建築物存在数は最大震度市町村内の棟数。「平成24年度固定資産の価格等の概要調書」（秋田県税務課作成）による推計値。
- ※ 人的被害では、建物の全壊棟、急傾斜地崩壊、火災延焼に伴う死者数・負傷者数を算出。なお、人口データは、平成22年度国勢調査の町丁字別の人口データを建物の分布に応じて250mメッシュに按分した後、市町村別に再集計したもの。
- ※ 避難者は、建物被害による避難者と、建物被害はないが断水による避難者を想定。
- ※ 避難者数は、全壊で100%、半壊で50.3%として想定。ただし、冬期は半壊でも100%避難と仮定。また、断水による避難者数は、避難率（1日後）36.2%、4日後には断水人口の5割回復として算出。
- ※ カッコ内は、各項目に対応する最大震度市町村内の建築物棟数及び人口に占める割合。

調査結果によると、地震動による被害では主に以下のような特徴が見られます。

- ◆ 人的被害のほとんどが建物の倒壊によるものです。
 - ・ 人的被害（死者及び負傷者）の原因では、建物の倒壊が約9割を占めます。
 - ・ 本県は、現在の耐震基準の導入以前（昭和56年以前）に建築された建築物が過半数であり、被害拡大の要因となっています。
- ◆ 冬の深夜の被害が最大となります。
 - ・ 冬期は、積雪による荷重により建物倒壊数が増加します。
 - ・ 深夜は、日中に比べて避難に時間を要するほか、在宅率が高く、建物倒壊等による人的被害が増加します。
- ◆ 多数の避難者が発生します。
 - ・ 建物被害によるほか、断水の長期化等により数万人から十数万人の避難者が発生します。

調査結果は、実際に発生する被害量を予測したものではなく、個々の施設や地点を具体的に評価したものではありません。

しかし、上記の被害想定や近年の全国的な地震被害を踏まえると、建物の倒壊による人的被害を防ぐこと、さらには、被災後の避難者を受け入れる施設を確実に確保することは重要な課題です。

このため、大地震の発生に備え、住宅・建築物の耐震化を促進する必要があります。

第3 住宅・建築物の耐震化の状況及び目標

1 住宅の耐震化について

本県では、県民の生命と財産を地震災害から守るため、令和7年度末までに住宅の耐震化率を95%とする目標を掲げ、耐震診断及び耐震改修の促進に取り組んでまいりました。この目標達成のためには、年間約2.0ポイントの耐震化率向上が必要でした。

しかし、令和5年度住宅・土地統計調査に基づく令和7年度末の耐震化率推計値は86.4%となり、当初の目標(95%)を大きく下回る結果となりました。この進捗の遅れは極めて憂慮すべき事態と認識しています。

目標未達は、多くの方が地震の脅威にさらされたままであることを意味し、いつ発生してもおかしくない大規模地震への備えは、待ったなしの課題です。

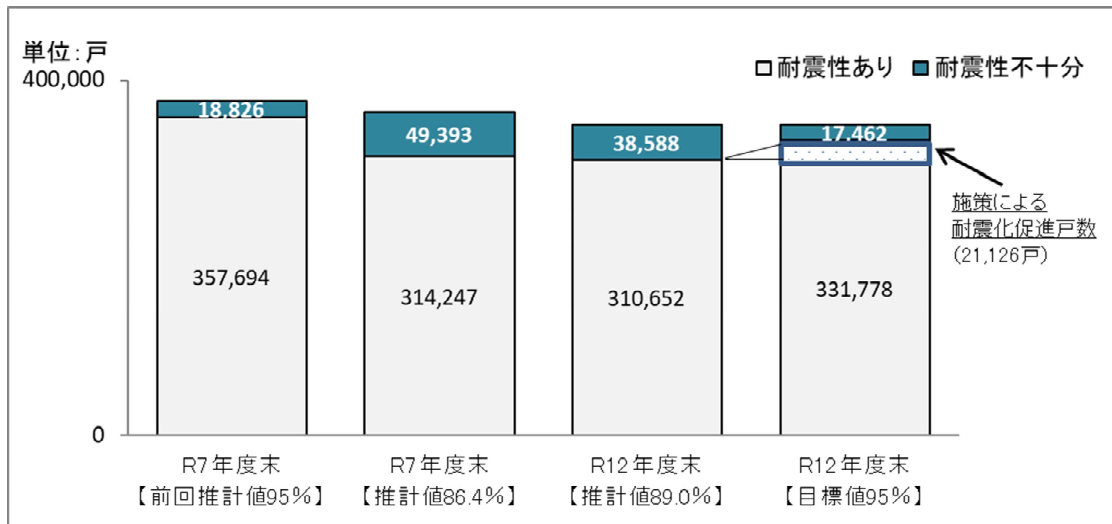
表-3 住宅の耐震化率の推計値

	目標耐震化率	【推計値】耐震化率
住宅	95% (令和7年度末)	86.4% (令和7年度末)

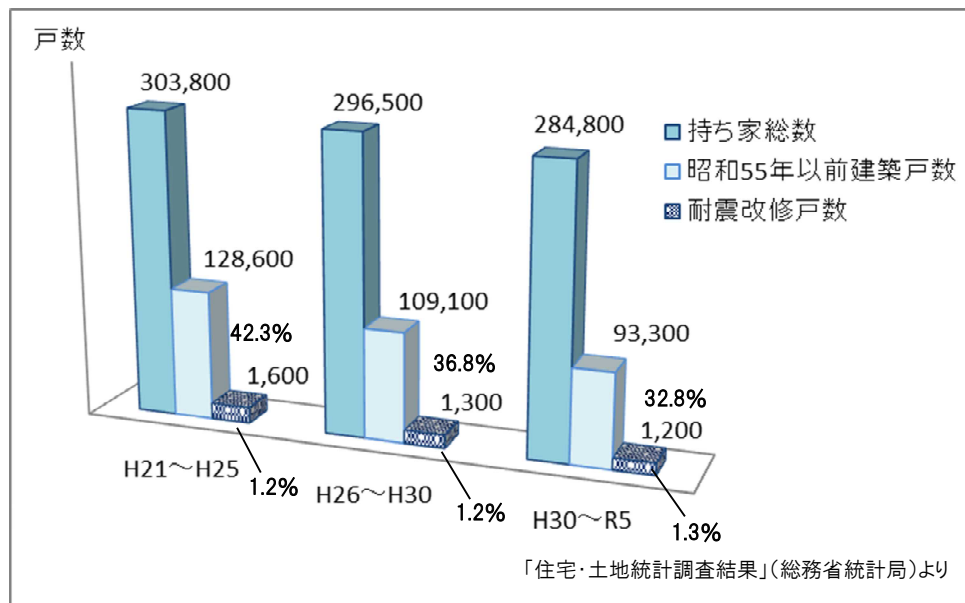
震災時の県民の安全確保する上で、生活の拠点である住宅の耐震化は重要です。このため、新たな目標を【令和12年度末95%】と定め、県内市町村や関係団体との連携のもと、ターゲット層に応じて多角的に普及啓発を行い、住宅の耐震化の促進に努めます。

あわせて、既存住宅の耐震性向上を目的として、県内市町村と連携し、耐震改修のほか、改築や除却に対する支援等を検討し、住宅所有者が適切かつ円滑な選択ができるような環境整備に向けて取り組みます。

図一 2 住宅の耐震化率の目標及び現状



図一 3 持ち家住宅における5年間の耐震改修実施戸数の推移



※「持ち家総数」及び「昭和55年以前建築戸数」は、それぞれ平成25年、平成30年、令和5年の戸数。

「耐震改修戸数」は昭和55年以前建築の持ち家住宅における改修戸数の過去5年毎の累計。

2 特定建築物の耐震化について

特定建築物^{※1}の耐震化については、令和7年度末に95%を達成することを目標(令和2年度末92.4%)とし、耐震診断および耐震改修を推進してまいりました。

その結果、令和7年度末時点の耐震化率の推計値は93.7%(対象棟数2,620棟中2,456棟が耐震性を有する見込み)となり、目標達成には至らない見込みです。

ただし、耐震化は着実に進んでおり、令和12年度末には耐震化率が95%を超える見込みです。

特定建築物の耐震化が着実に進捗していることに加え学校、病院、防災拠点となる公共施設等については、それぞれを所管する国の各省庁が既に耐震化目標を定め、進捗管理および結果公表等に取り組んでいる状況を踏まえ、本計画においては、これ以上の一律の目標設定は行わないこととします。今後は、可能な限り早期に耐震性が確保されることを目指します。

なお、特に民間の特定建築物の耐震化をさらに促進するため、引き続き、耐震診断及び耐震改修の実施に関する助言や指導等に努めてまいります。

表-4 特定建築物の耐震化率の現状等

	耐震化率の推計値	耐震性あり(棟)	耐震性不十分 ^{※2} (棟)
令和2年度末	92.4%	2,496	204
令和7年度末	93.7%	2,456	164
令和12年度末	95.1%	2,418	124

※1 地震によって倒壊した場合に、人命への被害や、災害応急対策・避難活動への影響が大きいと想定されるため、特に耐震化を促進する必要がある建築物を指します。具体的には「表-5 特定建築物一覧」を参照ください。

※2 耐震診断を実施していない建築物については、耐震性不十分な棟数として計上していません。

表－５ 特定建築物一覧

用 途		耐震改修促進法 第14条第1号、第2号 特定既存耐震不適格 建築物の要件	同法第15条第2項 指示対象となる特定既存 耐震不適格建築物の要件	同法附則第3条第1項 ※義務化対象は旧耐震建築物 耐震診断義務化の 対象建築物の要件
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の 前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				

3 公共建築物の耐震化について

公共建築物（県・市町村の庁舎、学校、公営住宅等）は、平常時の利用者の安全確保に加え、災害時の災害対策拠点や避難施設として機能する重要な役割を担っています。この役割を果たすため、公共建築物の耐震化を迅速かつ確実に進める必要があります。

このうち、県所有の特定建築物については、平成18年度からの10年間で耐震診断および耐震改修を計画的に推進し、平成30年度末に耐震化率が100%に達しています。

一方、市町村所有の特定建築物については、耐震化率が100%に達していないものの、各市町村において市町村耐震改修促進計画を定めるなどにより、速やかな耐震化の実現に努めています。

令和6年度末における、県及び各市町村が所有する旧耐震基準で建築された特定建築物の耐震化状況は、次のとおりです。

表－6 県内における旧耐震基準で建築された公共特定建築物の耐震化状況

所有主体	耐震化率	耐震性あり (棟)	耐震性不十分* (棟)
県	100%	116	0
市町村	94.7%	471	28
合計	95.4%	587	28

建物用途	耐震化率	耐震性あり (棟)	耐震性不十分* (棟)
学校	100%	405	0
病院	50.0%	1	1
庁舎等	93.2%	41	3
公営住宅	100%	72	0
その他	73.9%	68	24
合計	95.4%	587	28

※ 耐震診断を実施していない建築物については、耐震性不十分な棟数として計上しています。

第4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震化の促進に関する基本方針

住宅や建築物の所有者および管理者（以下「建築物所有者等」と表現します。）は、地震による建物の被害が、自らの生命や財産を脅かすだけでなく、地域の安全性に重大な影響を与えかねないことを深く認識する必要があります。

具体的には、建物の倒壊による隣接建築物への被害、道路の閉塞、火災の発生など、地域全体への悪影響が想定されます。

このため、建築物所有者等が地震防災対策として耐震化に主体的に取り組むことが不可欠です。住宅・建築物の耐震化を効果的に促進するため、建築物所有者等が建物の安全対策を「自らの問題」として意識的に捉え、行動できるよう、以下の施策を推進します。

- (1) ターゲット層に応じて多角的に耐震化に関する普及啓発を行います。
- (2) 耐震診断や改修を実施するための環境整備と、これに必要な各種施策を行います。

2 県・市町村・県民（建築物所有者等）・関係団体の役割

(1) 県の役割

県は、県全体の耐震改修促進計画を策定するとともに、市町村や関係団体と連携を図り、建築物所有者等に対する普及啓発、情報提供及び相談体制の整備を行います。

また、公共的な観点から必要があると認められる場合には、耐震化に要する費用負担の軽減を目的とした財政的支援を検討し、耐震化の促進のための環境整備に努めます。

さらに、市町村が実施する耐震化の促進に向けた取り組みに対して、指導、助言等による支援を行います。

(2) 市町村の役割

市町村は、県の計画を踏まえ、地域の実情に即した市町村耐震改修計画を策定し計画の進捗を図るとともに、建築物所有者等に対する普及啓発・誘導、相談窓口等の環境整備に努めます。

また、住宅・建築物の耐震化に要する費用負担軽減のため、主体的な支援の実施に努めます。

(3) 県民（建築物所有者等）の役割

建築物所有者等は、建築物の耐震化が、自身のみならず地域の防災・安全のための問題であることを認識し、所有建築物の耐震化に取り組む必要があります。

(4) 関係団体の役割

建築関係団体及び建築士関係団体は、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物のストック形成に取り組み、耐震化に関する技術力向上に努めます。また、建築物所有者等による相談に対応するとともに、適切な知識の普及啓発を行います。

3 耐震化の促進を図るための施策

(1) 耐震化に関する普及啓発

住宅の耐震化を促進するために、地震防災における住宅の耐震化の重要性等について、住宅の所有者への普及啓発に努めます。

この普及啓発を強化するために、旧耐震基準の住宅所有者や高齢者層など、ターゲット層に合わせた多角的な情報発信を推進し、耐震化の必要性と支援制度の認知度向上を図ります。

具体的には、広報紙、ホームページ、新聞、SNS などの多様な広報手段に加え、地域の回覧板等を活用した広報活動により、耐震化の重要性や支援制度について積極的な普及啓発を行います。

(2) 地震防災マップの作成・公表

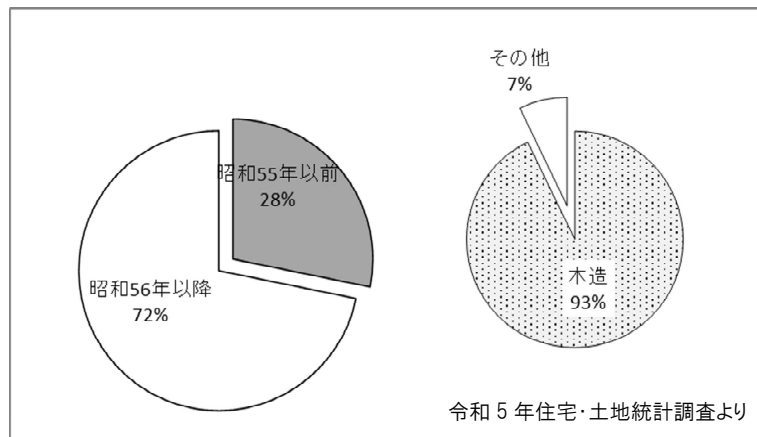
各市町村は、地震対策に対する建築物所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれのある地震の概要と危険性の程度等を記載した地図の作成・公表に努めることが望まれます。

(3) 木造住宅の耐震化への支援

「秋田県地震被害想定調査」(平成 25 年 8 月)では、人的被害の要因として建築物の倒壊によるものが約 9 割を占めると想定されています。

一方、県内における旧耐震基準(昭和 56 年以前)により建築された住宅は、図-4 のとおり約 28% 占めており、そのうち木造住宅の割合が 93% を占めております。したがって、これら木造住宅の耐震化は、地震発生時の人的被害の軽減に大きく寄与するものと考えられます。

図-4 秋田県における住宅の建築時期及び木造住宅の割合



そのため、居住者のみならず地域全体の安全性の向上を目的として、これら木造住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対し、市町村と連携して「木造住宅耐震改修等事業^{※1}」による助成を行い、耐震化の促進に努めます。

また、耐震改修の助成あたっては、耐震改修に加え、改築（建て替え）、除却（取り壊し）、「リバース 60」（リバースモーゲージ型住宅ローン）などの融資制度の活用を市町村と検討します。

さらに、住宅の耐震改修の重要性や、住宅リフォーム工事との一体的な耐震改修工事の実施について、引き続き建築関係団体や県内各市町村との連携して、意識啓発に努めます。

（４）不特定多数の者及び避難弱者が利用する大規模建築物等の耐震化促進

不特定多数の者や避難弱者（高齢者等）が利用する大規模建築物及び一定量以上の危険物を貯蔵する大規模建築物等については、地震による倒壊が利用者のみならず周辺地域に大きな影響を及ぼすおそれがあります。このため、耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項により耐震診断の実施及び結果の報告が義務化されています。

所管行政庁は、耐震改修促進法附則第 3 条第 3 項に基づき、当該報告内容の速やかな公表に努めます。また、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上が必要であると認められるときには、耐震改修に対する指導及び助言等を行います。

（５）防災拠点建築物^{※2}の耐震化促進

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、県計画に「防災拠点建築物」を記載し、耐震診断の実施及び耐震改修の促進を図ってきました。

その結果県計画に記載された「防災拠点建築物」の耐震改修率は 100%^{※3}に達しています。

（６）大規模な地震が発生した場合にその通行を確保すべき道路について

県では、「秋田県地域防災計画」における「緊急輸送道路」を、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号の規定に基づく道路として指定しております。その中で、優先的に耐震化を推進する必要がある路線に関しては、今後関係市町村と検討していくこととします。

なお、避難路、通学路等は地域生活に密着した道路であるため、同法第 6 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に基づき、市町村耐震改修促進計画において、地域の実情に応じて選定することが望まれます。

※1 木造住宅の耐震診断、耐震改修等に要する費用の一部を補助する事業。

※2 耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号の規定による、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその通行を確保することが公益上必要な建築物をいう。

※3 対象となる全ての施設の所有者から耐震診断結果及び、耐震改修結果について報告を受けており、その結果は県のホームページにおいて公表している。

4 地震時の総合的な安全対策

(1) 家具の転倒防止

地震による家具の転倒防止の重要性について、ホームページ等を通じて周知を図ります。

(2) ブロック塀の倒壊防止

ブロック塀の倒壊防止に向けて、建築物防災週間の機会等を通じて、危険性の高いブロック塀の改善指導を行います。

また、危険なブロック塀を撤去または改修について、国の補助制度の活用を市町村に周知し、危険箇所の改修促進に努めます。

(3) 天井等非構造部材の脱落防止対策

地震時の天井、外壁等の非構造部材の脱落は、人命に関わる被害や二次被害の原因となります。

このため、建築物の所有者に対し、定期報告制度などの機会を通じて、天井や外壁等の非構造部材の適正な維持管理の必要性を周知します。

(4) エレベーター等の安全対策

大規模な地震を踏まえた建築基準法改正により、新たに設置するエレベーターやエスカレーターについては、地震時管制運転装置の設置や脱落防止措置が義務づけられており、建築基準法改正前の旧基準により設置された「既存不適格」のエレベーターやエスカレーターが多く存在しています。

このため、それらが設置されている建築物の所有者等に対し、定期報告制度等の機会を捉えて、地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導を行います。

(5) その他

地震に伴うがけ崩れ等による住宅の被害を軽減するために、市町村の実施する「がけ地近接等危険住宅移転事業[※]」へ支援を行い、危険住宅の移転を促進します。

※ がけ崩れなど危険な区域に建つ住宅の移転に対して、除却費や移転先の建設に要する経費等の一部を補助する事業。

第5 計画の推進に向けて

1 法に基づく指導・助言等

(1) 耐震診断が義務づけられた建築物への対応

耐震改修促進法附則第3条第1項により耐震診断が義務づけられた「要緊急安全確認大規模建築物」及び本計画第4-3(5)にて耐震診断が義務づけられた「防災拠点建築物」については、所管行政庁が耐震診断の報告結果に応じて必要な指導及び助言等を行います。

(2) 耐震改修促進法に基づく指導・助言等の実施

耐震改修促進法では、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物の所有者に対し、耐震化の努力義務が課されています。

そのため、所管行政庁は、耐震改修促進法第15条第1項及び第16条第2項により、建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該建築物の所有者に対し必要な指導及び助言を行います。

(3) 建築基準法に基づく指導等の実施

耐震改修促進法第12条第3項または第15条第3項に基づく公表後も、当該建築物の所有者等が耐震改修等の必要な対策を実施しない場合は、建築物の安全確保のため、必要に応じて建築基準法の規定に基づき指導等を行うことを検討します。

2 市町村耐震改修促進計画

耐震改修促進法第6条第1項により、基礎的自治体である市町村も、耐震改修促進計画を定めるよう努めることとされています。

県内では、県の計画に沿って多くの市町村が本計画を策定し、耐震化を推進してきました。これらの多くが令和7年度末で計画期間を終えることから、令和8年度以降を期間とする新たな計画の策定（または改定）が必要です。また、未策定の市町村については、早期に計画を策定することが求められます。

市町村耐震改修促進計画においては、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定のほか、耐震改修促進法第6条第3項第1号または第2号の規定に基づく避難路等の指定など、地域の状況を踏まえた計画として積極的かつ具体的な計画を作成することが望まれます。

県は、市町村における計画の円滑な策定・改定および推進を図るため、県内市町村との連携を強化します。具体的には、必要に応じて連絡会議などを開催し、会議などを通じて、市町村耐震改修促進計画の策定・改定に必要な助言や支援を行います。

3 関係団体との連携

県は、建築物の耐震化を加速するため、市町村、建築物所有者等及び建築関係団体と適切な役割分担の下、連携・協力し、その促進に取り組みます。